

表1 土地の形質変更に必要な書類一覧 ※備考記載に該当する場合のみ、添付。

番号	書類の名称	内容等	様式	備考	チェック欄
1	許可申請書	・工事主、工事の概要等を記載	省令様式第二		
2	図面	表2 参照			
3	構造計算書等 (擁壁)	・擁壁又は崖面崩壊防止施設の概要(注1) ・構造計画、応力算定及び断面算定	※ (注2)	・鉄筋コンクリート造、無筋コンクリート造の擁壁を設置する場合 (省令第7条第1項第2号) ・崖面崩壊防止施設の場合 (政令第14条、省令第31条)	
	大臣認定擁壁認定書等 (注3)	・大臣認定擁壁の認定書(国土交通大臣発行) ・大臣認定擁壁の認証証明書(公益社団法人 全国宅地擁壁技術協会発行) ・設計条件が分かる資料	※	・大臣認定擁壁を使用している場合 (政令第17条)	
4	構造計算書等 (地盤等)	・土質試験その他の調査の結果 ・試験に基づく安定計算書	※	・災害の生じるおそれ特に大きい土地において、高さ15mを超える盛土をする場合 (省令第7条第1項第3号) ・崖面を擁壁で覆わない場合 (省令第7条第1項第4号)	
5	設計者の資格に関する書類	・卒業証明書	※	・高さが5mを超える擁壁の設置する場合 ・盛土又は切土をする土地の面積が1,500㎡を超える土地における排水施設の設置する場合	
		・実務経験申告書	※ 参考様式		
		・修了証、資格証の写し等	※		
6	申請地及びその周辺の写真	・撮影方向、申請区域の明示(赤枠で囲むこと)			
7	工事主の確認書類	〈工事主が個人の場合〉 ・住民票又は個人番号カード(番号を黒塗りしたもの)の写し等		・申請日から3か月以内 (住民票の写し、法人の登記事項証明書)	
		〈工事主が法人の場合〉 ・法人の登記事項証明書 ・役員(注4)の住民票又は個人番号カード(番号を黒塗りしたもの)の写し等(注)			
8	工事主の資力・信用に関する書類	資金計画書	省令様式第三		
		〈工事主が個人の場合〉 ・直前3年の所得税の納税証明書(注5)			

番号	書類の名称	内容等	様式	備考	チェック欄
		〈工事主が法人の場合〉 ・事業経歴書（参考様式） ・直前 3 年の各事業年度における法人税の納税証明書			
		暴力団等に該当しない旨の誓約書 （押印又は自署）	細則第 4 号様式		
9	権利者全ての同意を得たことを証する書類	土地の同意状況調査書	細則第 3 号様式	申請日から 3 か月以内 （同意書、印鑑証明書）	
		各権利者の同意書（注 6） （自署又は実印朱肉で捺印）	参考様式		
		印鑑証明書 （同意書が実印朱肉で捺印の場合に限る）			
10	住民への周知措置を講じたことを証する書面 （注 7）	〈説明会開催の場合〉 ・開催の周知範囲が分かる位置図等 ・開催案内及び開催結果が分かる資料（議事録または議事要約、説明会に用いた資料等）			
		〈書面配布の場合〉 ・配布した書面 ・配布範囲が分かる位置図等			
		〈掲示及びインターネットによる場合〉 ・掲示場所が分かる位置図等 ・掲示状況の写真 ・閲覧ページの写し（URL 含む）			
11	工事施行者の能力に関する書類	・事業経歴書	参考様式	・申請日から 3 か月以内 （住民票の写し、法人の登記事項証明書）	
		・建設業の許可証明書	※		
		〈工事施行者が個人の場合〉 ・住民票又は個人番号カード（番号を黒塗りしたもの）の写し 等			
		〈工事施行者が法人の場合〉 ・法人の登記事項証明書			
12	土地の公図の写し	土地の境界（赤枠で囲むこと）		・申請日から 3 か月以内	
13	土地の登記事項証明書			・申請日から 3 か月以内	
14	委任状	・押印又は自署	※ 参考様式	・代理人が申請手続を行う場合 （注 8）（注 9）	
15	その他	・都道府県が必要と認める書類			

- 注1：崖面崩壊防止施設の概要が分かる資料には、「擁壁が有する崖の安定を保つ機能を損なう事象（盛土又は切土をした後の地盤の変動、地盤の内部への地下水の侵入又はその他、擁壁が有する崖の安定を保つ機能を損なう事象）」が分かる書類を添付して下さい。
- 注2：大臣認定擁壁のみ使用しており、大臣認定擁壁認定書を提出する場合は、添付不要です。
- 注3：製造工場及び有効期間を明記されているものを添付してください。
- 注4：「役員」の範囲は、原則、会社法に基づく会社にあつては「取締役」、その他の法人にあつては「理事」として、法人の登記事項証明書に記載された全員とします。
- 注5：納税証明書は、納付すべき税額、納付した税額が記載されている納税証明書（その1）を添付してください。
工事主が個人サラリーマンの場合等で添付が困難な場合は、未納額がない旨の証明書を添付してください。
- 注6：原則として、土地の権利を有する者1名ごとに同意書を取得してください。
- 注7：溪流等において、高さ15mを超える盛土をする場合は、説明会開催が要件となります。
- 注8：行政書士法において、行政書士又は行政書士法人でない者が、業として官公署に提出する書類を作成する業務を行うことは禁止されています。
（他の法律に別段の定めがある場合を除く。）
- 注9：建築を伴う場合には、建築士による書類作成の代理も可能です。（建築士法第21条）

表2 土地の形質変更の申請図面について

番号	図面の名称	明示すべき事項	縮尺	備考	チェック欄
1	位置図	・方位、道路及び目標となる地物	1/10,000 以上		
2	地形図	・方位及び土地の境界線	1/2,500 以上	等高線は、2mの標高差を示すものとする。	
3	土地の平面図	・方位及び土地の境界線並びに、盛土（緑色）又は切土（茶色）をする土地の部分 ・崖、擁壁、崖面崩壊防止施設、排水施設及び地滑り抑止ぐい又はグラウンドアンカーその他の土留の位置	1/2,500 以上	断面図を作成した箇所に断面図と照合できるように記号を付すること。 植栽、芝張り等の措置を行う必要がない場合は、その旨を付すること。 擁壁、崖面崩壊防止施設及び排水施設については、申請書と照合できるように番号を付すること。	
4	土地の断面図	・盛土（緑色）又は切土（茶色）をする前後の地盤面	1/2,500 以上	高低差の著しい箇所について作成すること。	
5	土地の求積図	・土地の面積（申請書第5欄） ・盛土又は切土をする土地の面積（申請書10欄口） ・盛土又は切土をする土地の面積（30cm超）	1/500 以上		
6	排水施設の平面図	・排水区域の区域界並びに排水施設の位置、種類、材料、形状、内のり寸法、勾配、水の流る方向、吐出口の位置及び放流先の名称	1/500 以上		
7	排水施設構造図	・構造詳細図		・流量計算書及び流域図を添付すること	
8	崖の断面図	・崖の高さ、勾配及び土質（土質の種類が二以上であるときは、それぞれの土質及びその地層の厚さ）、盛土又は切土をする前の地盤面並びに崖面の保護の方法	1/50 以上	擁壁で覆われる崖面については、土質に関する事項は示すことを要しない。	

番号	図面の名称	明示すべき事項	縮尺	備考	チェック欄
9	擁壁の断面図	・擁壁の寸法及び勾配、擁壁の材料の種類及び寸法、裏込めコンクリートの寸法、透水層の位置及び寸法、擁壁を設置する前後の地盤面、水抜穴の寸法及び間隔、基礎地盤の土質並びに基礎ぐいの位置、材料及び寸法	1/50 以上		
10	擁壁の背面図	・擁壁の高さ、水抜穴の位置、材料及び内径並びに透水層の位置及び寸法	1/50 以上		
11	崖面崩壊防止施設の断面図	・崖面崩壊防止施設の寸法及び勾配、崖面崩壊防止施設の材料の種類及び寸法、崖面崩壊防止施設を設置する前後の地盤面、基礎地盤の土質並びに透水層の位置及び寸法	1/50 以上		
12	崖面崩壊防止施設の背面図	・崖面崩壊防止施設の寸法、水抜穴の位置、材料及び内径並びに透水層の位置及び寸法	1/50 以上		